

平成27年4月から

建築物の環境配慮に関する 届出が変わります

大阪市建築物の環境配慮に関する条例について、以下のとおり改正し（平成26年9月22日公布）、一定の建築物について省エネ基準への適合及び再生可能エネルギー利用設備の導入検討を義務化します。これに伴い、平成27年4月1日の届出から、従来のCASBEEに加え、新たな届出事項を追加（様式変更）しますのでご注意ください。

（１）省エネ基準適合義務化

- ・ 延べ面積10,000㎡以上の建築物（住宅は高さ60m超に限定※）を新築・増改築する場合に、省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づく省エネ基準に適合するよう義務化します。

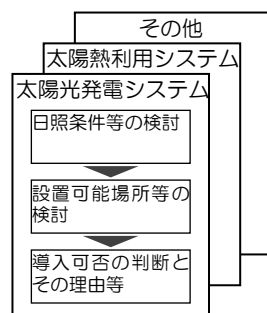
（２）再生可能エネルギー利用設備の導入検討義務化

- ・ 延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増改築する場合に、再生可能エネルギー利用設備の導入（太陽光発電や太陽熱利用など）の検討を義務化します。

○ 再生可能エネルギー利用設備の導入検討のイメージ

再生可能エネルギー利用設備の種類に応じた「導入検討シート」をもとに検討を行う方法を、規則・マニュアルに規定します。

【導入検討シートのイメージ】



再生可能エネルギー利用設備

太陽光を利用する設備、風力を利用する設備、水力を利用する設備、地熱を利用する設備、太陽熱を利用する設備、バイオマスを利用する設備など

（３）その他

- ・ 延べ面積2,000㎡以上の建築物（新築・増改築）については省エネ基準への適合状況を大阪市ホームページ等で公表します。
- ・ 届出書類の名称及び様式を変更します。

■対象建築物について

★平成27年4月1日届出から適用

延べ面積2,000㎡以上の建築物

- 建築物環境計画書届出義務
 - ・再生可能エネルギー利用設備の導入検討義務
 - ・省エネ基準適合状況公表

延べ面積10,000㎡以上の建築物

住宅以外

省エネ基準適合義務

住宅（高さ60m超）

省エネ基準適合義務

（平成27年10月1日
届出より適用）

■手続きの流れについて

建築物環境計画書の作成

これまでの届出内容に加えて、
・省エネ基準への適合状況
・再生可能エネルギー利用設備の導入検討結果
を記載

**届出様式が
変わります！**

建築物環境計画書の届出

工事着手の21日前までに届出

この件に関するお問い合わせは

大阪市 都市計画局 建築指導部 建築確認課 9番窓口（設備担当）まで
電話 06-6208-9304

◆詳細につきましては、今後、大阪市のホームページに掲載してまいります。